

<国の持続化給付金の対象とならない事業者の方へ>

牛久市事業者支援金を支給します

一律
20万円

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により売上に影響があった市内中小企業・小規模事業者を対象に、国の持続化給付金の対象とならない事業者へ牛久市独自の支援金を一律20万円支給します。

支給対象者 次のいずれかに当てはまる者

- ① **2019年以前から事業収入(売上)がある事業者**
新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月から12月までのいずれかの月の売上が、前年同月比で30%以上50%未満の範囲で減少した事業者
- ② **2019年中に創業した事業者**
2019年1月1日(火)から12月31日(火)までの間に事業を開始し、2020年1月から12月までのいずれかの月の売上が、2019年の月平均に比べて30%以上50%未満の範囲で減少した事業者
- ③ **2020年1月1日(水)～4月17日(金)までに創業した事業者**
- ④ **上記に掲げる者の他、趣旨・目的に照らして市長が適当であると認める者**

支給要件

- ◆ **法人の場合**……………
本店を牛久市内に置いていること
- ◆ **個人事業者の場合**……………
住所を牛久市内に置いていること
- ◆ **支援金支給後も事業を継続する意思があること**

※同規模の社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人も対象です。
※政治団体、宗教組織、暴力団関係者は対象に含まれません。

※感染症拡大防止のため、郵送による提出にご協力ください。

申請方法

〈申請期限〉
令和3年
1月15日(金)
※消印有効

必要書類を商工観光課まで郵送してください。

- ◆牛久市事業者支援金交付申請書兼請求書 ◆誓約書 ◆通帳の写し
 - ◆本人確認書類の写し ◆確定申告書や売上台帳等の添付書類(創業の時期により異なります)
- 申請書は市ホームページからダウンロードできます。詳しくは、ホームページもしくは商工観光課までご連絡ください。※インターネットから様式のダウンロードが難しい方は、申請書類を郵送しますので、商工観光課までご連絡ください。

【問い合わせ】 商工観光課 ☎内線1521～1523 HP <http://www.city.ushiku.lg.jp/page/page009213.html>



<児童扶養手当受給世帯の方へ>

臨時特別給付金を支給します

対象児童
1人につき
1万円

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯を支援する取り組みのひとつとして、児童扶養手当受給世帯に対して、臨時特別の給付金を支給します。

支給対象者

令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方

支給時期

8月支給予定(児童扶養手当受給者の登録口座に振り込み)

申請方法

申請不要

対象者には7月ごろ給付金についての通知を送付します。
※給付を希望しない場合は、申し出が必要です。



【問い合わせ】 こども家庭課 ☎内線1732 HP <http://www.city.ushiku.lg.jp/page/page009229.html>

